

国立大学法人東京農工大学における学生の派遣、留学及び受入れに関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学における学生の派遣、留学及び受入れに関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 学部学生の派遣、留学及び受入れ</p> <p>第1節 他大学との協議(第2条)</p> <p>第2節 派遣学生(第3条―第10条)</p> <p>第3節 特別聴講学生(第11条―第17条)</p> <p>第3章 大学院学生の派遣、留学及び受入れ</p> <p>第1節 他の大学院等との協議(第18条)</p> <p>第2節 派遣学生(第19条―第26条)</p> <p>第3節 特別聴講学生(第27条)</p> <p>第4節 特別研究学生(第28条―第33条)</p> <p>第4章 雑則(第34条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 学部学生の派遣、留学及び受入れ</p> <p>第1節 他大学との協議</p> <p>(他大学との協議)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の他大学との協議は、次に掲げる事項について学部教授会(東京農工大学科学技術短期留学プログラム(以下「短期留学プ</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 学部学生の派遣、留学及び受入れ</p> <p>第1節 他大学との協議(第2条)</p> <p>第2節 派遣学生(第3条―第10条)</p> <p>第3節 特別聴講学生(第11条―第17条)</p> <p>第3章 大学院学生の派遣、留学及び受入れ</p> <p>第1節 他の大学院等との協議(第18条)</p> <p>第2節 派遣学生(第19条―第26条)</p> <p>第3節 特別聴講学生(第27条)</p> <p>第4節 特別研究学生(第28条―第33条)</p> <p>第4章 雑則(第34条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 学部学生の派遣、留学及び受入れ</p> <p>第1節 他大学との協議</p> <p>(他大学との協議)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の他大学との協議は、次に掲げる事項について学部(東京農工大学科学技術短期留学プログラム(以下「短期留学プログラ</p>

プログラム」という。)に係る場合にあっては、国際センター運営委員会(以下「運営委員会」という。))の議を経て、学長が行う。

(1)～(8) (略)

第2節 派遣学生

(派遣又は留学の許可)

第4条 前条の願い出があったときは、学部教授会の議を経て、派遣又は留学について他大学に依頼し、その承諾を得た上、学長がこれを許可する。

第3節 特別聴講学生

(他大学との協議)

第12条 特別聴講学生の受入れは、他大学からの依頼に基づき、当該学部教授会(短期留学プログラムに係る場合にあっては、運営委員会)の議を経て、学長がこれを許可する。

第3章 大学院学生の派遣、留学及び受入れ

第1節 他の大学院等との協議

(他の大学院等との協議)

第18条 (略)

2 前項の他の大学院又は他の大学院等との協議は、次に掲げる事項について、学府教授会又は連合農学研究科教授会(以下「学府教授会等」という。)の議を経て、学長が行う。

(1)～(8) (略)

第2節 派遣学生

(派遣又は留学の許可)

第20条 前条の願い出があったときは、当該学府長等は、学府教

ム」という。)に係る場合にあっては、国際センターの議を経て、学長が行う。

(1)～(8) (略)

第2節 派遣学生

(派遣又は留学の許可)

第4条 前条の願い出があったときは、学部の議を経て、派遣又は留学について他大学に依頼し、その承諾を得た上、学長がこれを許可する。

第3節 特別聴講学生

(他大学との協議)

第12条 特別聴講学生の受入れは、他大学からの依頼に基づき、当該学部(短期留学プログラムに係る場合にあっては、国際センター)の議を経て、学長がこれを許可する。

第3章 大学院学生の派遣、留学及び受入れ

第1節 他の大学院等との協議

(他の大学院等との協議)

第18条 (略)

2 前項の他の大学院又は他の大学院等との協議は、次に掲げる事項について、学府又は連合農学研究科(以下「学府等」という。)の議を経て、学長が行う。

(1)～(8) (略)

第2節 派遣学生

(派遣又は留学の許可)

第20条 前条の願い出があったときは、当該学府長等は、学府等

授会等の議を経て、派遣又は留学について他の大学院又は他の大学院等に依頼し、その承諾を得た上、学長がこれを許可する。

第3節 特別聴講学生

(準用)

第27条 他の大学院の学生であって、本学の大学院に特別聴講学生として志願しようとする者については、第11条から第16条及び第26条の規定を準用する。この場合において、第11条から第16条中「他大学」とあるのは「他の大学院」と、「教授会」とあるのは「学府教授会等」と、「学部学生」とあるのは「大学院学生」と、第26条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と、「派遣又は留学の許可」とあるのは「受入れの許可」と、「当該他の大学院又は他の大学院等の規則等」とあるのは「本学の規則等」と、「派遣の趣旨」とあるのは「受入れの趣旨」とそれぞれ読み替えるものとする。

第4章 雑則

(細則)

第34条 この規程に定めるもののほか、学生の派遣、留学及び受入れに関し、必要な事項は、学部教授会又は学府教授会等の議を経て、学部長又は学府長等が別に定める。

附 則 (教規程第14号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

の議を経て、派遣又は留学について他の大学院又は他の大学院等に依頼し、その承諾を得た上、学長がこれを許可する。

第3節 特別聴講学生

(準用)

第27条 他の大学院の学生であって、本学の大学院に特別聴講学生として志願しようとする者については、第11条から第16条及び第26条の規定を準用する。この場合において、第11条から第16条中「他大学」とあるのは「他の大学院」と、「学部」とあるのは「学府等」と、「学部学生」とあるのは「大学院学生」と、第26条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と、「派遣又は留学の許可」とあるのは「受入れの許可」と、「当該他の大学院又は他の大学院等の規則等」とあるのは「本学の規則等」と、「派遣の趣旨」とあるのは「受入れの趣旨」とそれぞれ読み替えるものとする。

第4章 雑則

(細則)

第34条 この規程に定めるもののほか、学生の派遣、留学及び受入れに関し、必要な事項は、学部又は学府等の議を経て、学部長又は学府長等が別に定める。